

20 休憩場所

■ 基本的な考え方

廊下や階段の付近には、障害者等の方々が気軽に休息できる休憩場所を設けるよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 共同住宅及び寄宿舍を除く施設

■ 整備基準

- 利用者に配慮した休憩スペースを有効に確保するよう努めること。

■ 誘導基準

○ 休憩場所は次のとおりとすることが望ましい。

- (a) 長い廊下や階段、スロープ及び広いホール等において利用状況に応じて、移動、利用を妨げない位置でベンチ等を設けた休憩施設とする。
- (b) 利用状況によっては、通信や案内等の施設と組み合わせた休憩施設とする。
- (c) 休憩スペースを適切な位置に設けることが望ましい。

